

# 宋代明州城の都市空間と楼店務地 (下)

山崎 覚 士

〔抄 録〕

本稿は南宋紹興經界法による楼店務地の等則をもとに、宋代明州城の都市空間を復原し、その諸特徴を探った。等則の高い街路の多い東北廂は、明州城の商業区域であり、最もにぎやかなところであった。東南廂は海外貿易の行われる地区と住宅・寺院の多く見られる地区に分かれる。等則の低い街路の多い西北廂は軍營が多く見られ、また西南廂は邸宅が多いという特徴が見られた。禁軍營が繁華街より離されたのに対し、廂軍營は繁華街に位置し、都市に住む社会的弱者よりも生活上の優遇が図られていたという地方都市特有の特徴を持つことを論じた。

**キーワード** 明州、楼店務地、軍營、都市空間、紹興經界法

はじめに

第一章 『開慶四明統志』巻七「楼店務地」条注釈（以上「宋代明州城の都市空間と楼店務地（上）」）

第二章 楼店務地と都市空間

第三章 軍營と都市空間

おわりに

## 第二章 楼店務地と都市空間

### a) 紹興年間楼店務地の特徴

先に注釈をほどこした楼店務地の三等九則は、南宋の紹興經界法によって施行された土地測量の一環として決定されたものである。紹興經界法は、紹興十二年（1142）に李椿年の提言を受け、平江府（蘇州）で試験的に始められ、その後兩浙路内での試行段階を経て紹興十九年（1149）夏に全国へと実施された<sup>(1)</sup>。耕作地の測量をおこない地籍図と土地台帳を作成し、人民に課す賦役を公平にするために行われたが、紹興十五年（1145）二月十日に經界法担当者であった王鈇の措置によると、

一、今來措置、所有逐州縣鎮坊郭官司地段、亦合一體施行（『宋會要輯稿』食貨70-126）。

とあるように、州・県・鎮の坊郭内で官司が保有する土地についても実施された。そしてこのおりに三等九則のランクも定められた<sup>(2)</sup>。ランクにしたがって、官司は保有する楼店務地を民間に貸し出す際の賃銭の高下を定めたと思われる。当該史料にみえる明州城楼店務地の三等九則は、紹興經界法が施行された当時のものであることをまず確認しておきたい。

先に図示した第一等地から第三等地までの等則の線について、史料上では街衢の東側（例えば「東岸」など）や北側など、詳細に決められていたことをうかがい知るが、図中では復元が難しく煩瑣となるため、捨象してある。よって、復元の線が重なる部分があることを断っておく。また、それぞれの等内では、さらに上・中・下（第三等地のみ末則を加える）則に区分されているが、やはり図示する際に見づらくなるため、線種の区別はしなかった。また比較的第三等地に多いが、復元できなかった部分については線引きをしていない。

明州城内は東安郷（およそ城内西半分）・武康郷（およそ城内東半分）に分けられるが、当該史料では郷ごとの楼店務地について、三等九則が示されている。よって、經界法による明州城内楼店務地の三等九則は郷単位でなされていたことがわかる。しかしながら、その点はしばらく置き、各等則地の特徴を概観しておきたい。

第一等地の上則として挙げられているのは、東渡門（注(7)）より望京門（注(19)）にいたる街路のうち東渡門から永濟橋（注(6)）までであり、明州城のメインストリートである。この街路上および近辺には、明州城の政治的中心地であり府の官舎がたちならぶ子城、および鄞県治がつらなる。とりわけこの区域の街路を市廊（注(4)）と呼んだようで、大変にぎやかな街路であった（詳細は後述の東北廂を参照）。また、靈橋門付近も第一等地上則とされている。靈橋門を入れてすぐ北には市舶司が置かれており、やはり海外貿易でにぎわう区域であった（後述の東南廂を参照）。

第一等地中則にあたる街路は、永濟橋から望京門までの街路や、先の市廊より南に延びる街路、県治より南に下るものや四明橋（注(2)）から君奢橋（注(17)）までの街路、靈橋門より新排橋（注(25)）までの街路等々である。なお県南街（注(21)）の開明坊における賃銭は日ごとに120銭であった（『宝慶四明志』巻二、郷飲酒礼）。また、靈橋門—新排橋間の街路上に「宋端仁旧食店」（紹興經界法施行時は「施崇」食店）が当該史料上から確認できる。下則については、君奢橋から日湖（注(29)）付近までや、鹹塘街（注(40)）などがその街路にあたる。鹹塘街の東端には「呉猷可客店」（もと「鄭允客店」）も見られる。こうした客店（旅館）・食店などは、経営者が変わっても、そのまま客店・食店として利用されていたと考えられるが、当時のにぎやかさの一端を垣間見ることができる。

以上のように、第一等地とされる街路は、東渡門より望京門にいたる街路、子城より甬水門あたりまで至る南北の街路、靈橋門付近から西に延びる街路、また市廊から南に下る街路等々明州城内の主要な街路が挙げられている。第一等地の特徴は、子城や県治などの行政施設や市廊・市舶司など商業・貿易に関する諸施設のある街路が中心であることである。

第二等地の特徴としては、第一等地に比べて細かな街路が多くなっている。四明橋よりゆるいカーブを描いて東南に下り奉化橋(注(30))にいたる街路や天寧寺(注(45))西の南北に延びる街路のほか、第一等地に挙がる街路につらなる小路(「巷」)が多い。

第三等地については、不明な場所が多く、復元できた所もすくない。そのなかでの特徴をみると、城壁近辺の街路や巷が多くみられる。やはり都心より離れた街路等は、そのランクも低いということであろう。

以上簡単ではあるが見たように、明州城内楼店務地の等則のおおよその特徴は、明州城内の主要な街路をほぼすべてカバーし、市廊や靈橋門付近を第一等地上則の頂点として、子城や県治に赴く東西・南北の街路を第一等地とし、その街路に接合される街路・小路を第二等地とし、そして城壁付近にいたって第三等地として定めたものと言えるだろう。都心であるほどにランクが高く、周縁になるにつれランクが低く設定されているということになる。当然ながら、市廊などの繁華な都心に近付くほど等則が高いのは、人々がより多く行き交い、土地の利用価値が高いためであろう。

この点について、当該史料に現れる「賃屋」について触れておきたい。賃屋については、たとえば武康郷の第二等地上則に、

及自塔下橋方安仁門前、(至)大梁街巷口方安仁賃屋。

と見えるように、方安仁なる人物は、塔下橋(注(56))のたもとに家を構えつつ、大梁街巷(注(22))東の入り口に賃屋を持っていることから、おそらくこの賃屋は方安仁が管理する貸し家のことと考えられる。方安仁は楼店務地(家屋も含むかは不明)を租賃して、貸し家業を営んでいたのであろう。よって賃屋とは貸し家のことと思われる。当該史料上に現れる賃屋は以下のとおりである。

表1 賃屋表

No.	貸主名	郷	等則	場 所
1	史武翼(賃屋)	武康郷	第一等地中則	大梁街巷口(22)－天慶觀(23)
2	林岳(賃屋)	武康郷	第一等地下則	廣惠橋(20)西
3	王居隱(賃屋)	武康郷	第二等地上則	新橋(55)南
4	方安仁(賃屋)	武康郷	第二等地上則	大梁街巷(22)東口
5	楊從政(賃屋)	武康郷	第二等地中則	新橋(55)南
6	黄卿(賃屋)	武康郷	第二等地中則	塔下(56)

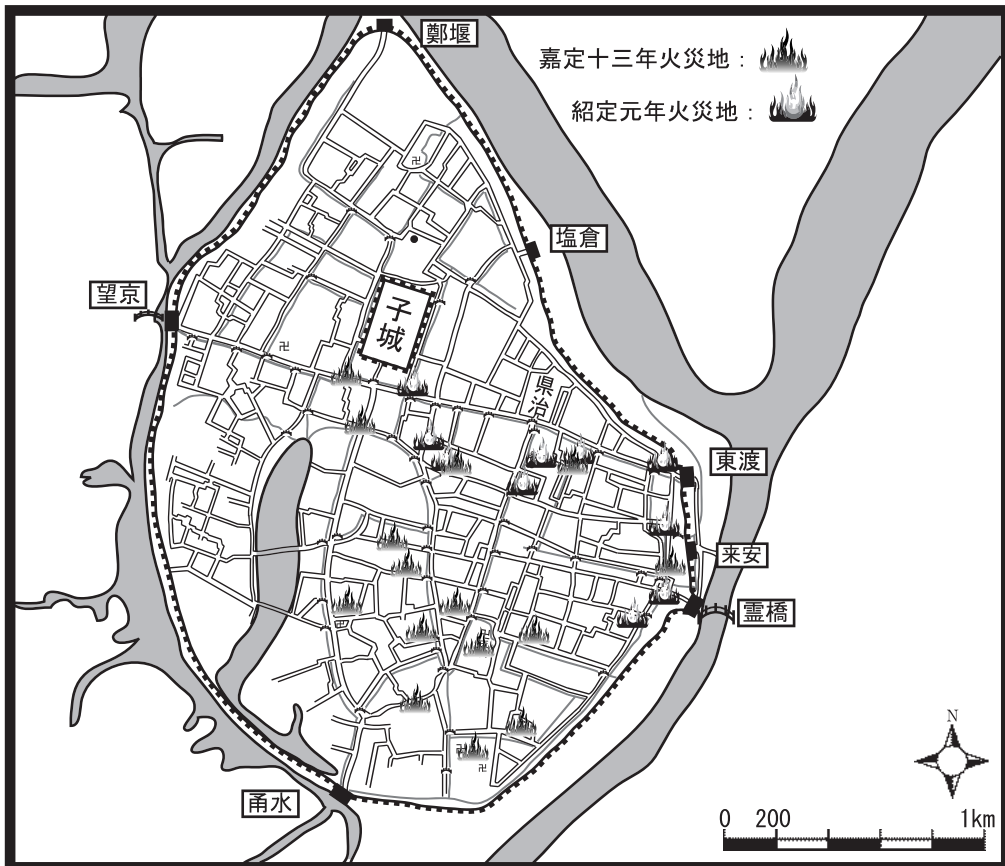
限られた史料ではあるものの、一見して明らかなように、賃屋が見られるのは明州城の東半分の武康郷である。さらに、下位の等則には見られず、第一等地中則から第二等地中則の間に現れている。その場所について見ると、大梁街近辺(No.1・2・4)や新橋南(No.3・5)、天封塔辺り(No.6)である。当該史料がすべての賃屋を記しているわけではないので、ここに挙が

っているのは一部であることを考慮しても、賃屋が明州城の繁華な市街地、かつ等則の比較的高い場所にあったと指摘しても問題ないと思われる。貸し家業は明州城内で比較的上位の等則の場所で営まれており、また反対に、繁華な場所での借り主の存在もうかがい知れる。

b) 嘉定十三年・紹定元年の大火

以上のように、紹興経界法時における明州城内楼店務地の特徴を見ることができた。ではこうした等則の地付近には、どのような施設・建物が存在したであろうか。以下にその問題を考えていきたいが、踏まえておかなければならないことがある。各施設・建物については、『宝慶四明志』や『開慶四明統志』の記事を利用することになるが、その記載について『宝慶四明志』は宝慶年間<sup>(3)</sup>（1225－1227）、『開慶四明統志』は開慶年間（1259）当時を反映しており、紹興経界法施行より100年以上隔たっているのである。

この100年の間に起ったとりわけ大きな出来事は、嘉定十三年（1220）八月十三日と、その八年後に再び起こった紹定元年（1228）正月十三日の大火である。嘉定十三年の大火は、子城のすぐ南から南辺の延慶寺、東は市舶司、そして市廊にも迫るほど、城内東半分の区域に延焼



【嘉定十三年・紹定元年火災図】

（『宝慶四明志』記載の火災により焼失した官舎・寺院等をもとに製図）

した。出火元は不明だが、これにより官舎や寺院、民居の多くが焼失した。

また紹定元年の大火は、民居の失火が原因とされ、おもに繁華街であった東北廂を中心に延焼した。この火災により、東北廂の諸坊・諸橋すべてを再建せねばならないほどであった。火災の炎は、市舶司にまで広がり、さらに南下し邱家橋まで達した。

この二度の火災が明州城の人々の生活や商業活動などに与えた影響は計り知れない。広く延焼した理由は、人口の増加した都市民たちが水路や街路をまたがって家屋の拡張を勝手に行い、輿や馬が通るのも困難なほど街路が狭まっていたため、救援者もただ手を束ねるしかなかったという（『宝慶四明志』巻三、坊巷）。

二度の火災を経て、官舎等は再建され、一部の寺院は移築された。また県治前の大街（いわゆる開明街）上に消火用水確保のために、淳祐三年（1243）、防虞石水歩が4カ所（朝拜上馬亭後〔天慶観近く、天慶観が管理〕・新排橋北・景福寺街東・錦勲坊東。いずれも奉化橋—県治を結ぶ街路沿いの水路上に位置）にわたって設置されている（『宝慶四明志』巻三、防虞石水歩）。しかし焼失した寺院のち民居となることも多く、都市景観がこの時をさかいに变化したことは確かである。当然ながら、楼店務地の状況も変わったであろう。

この大火も手伝ってか、宝祐六年（1258）以後に沿海制置使・判慶元軍府として明州を治めた呉潜が楼店務地を調べた際には、

遂に監楼店務吏、取索自來納錢底籍及所管等則、並無稽攷（『開慶四明統志』巻7、楼店務地）。

とあるように、楼店務の官吏に楼店務錢徴収の帳簿や等則を調べさせても追跡できなかった。また追跡できなかった別の理由として、楼店務地を借りていても借賃を納めず、ひそかに他人に又貸して賃金を得ている者、わずかな賃金だけを納めて影射する者、十余丈あまりを借りながら年間に十数文も納めることのできない者、繁華な地二三十丈を占めながら賃金を納めない者、薨や軒を連ねて街路を跨り、府第の地と号しても問われもしない者など、おおむね成り上がりの“形勢之家”が楼店務地を占拠して支払うべき楼店務錢を支払わない事態が進行し、楼店務地の管理が十分にできていなかったのである。

こうした事態を打開すべく、呉潜は楼店務地及び楼店務錢の調査を断行し、紹興經界法時なみの成果を得ている<sup>(4)</sup>。

よって、紹興經界法当時の楼店務地の等則を踏まえて、宝慶・開慶年間の諸施設を見ること自体に無理があるのかもしれない。ただし、その等則が政治・経済の中心地を上位に置き、城壁近くを低く設定するというものであるならば、100年後の宝慶・開慶年間もさほど大きな変化はなかったのではなかろうか。以下では、そのように想定し100年の“ズレ”があることを踏まえつつ、明州城内を四つに区切って見てゆくことにしよう。無理を承知の上で、紹興經界法当時の楼店務地の等則と宝慶・開慶年間の諸施設・建物を重ね合わせることで、詳細な都市空間が明らかとなるはずである。

c) 各廂の特徴

『宝慶四明志』によると、明州城内は、東北廂・東南廂・西北廂・西南廂に区分されている。廂とは一般に警察や火災時の管轄区分とされる<sup>(5)</sup>。紹興經界法施行時には、郷を単位として樓店務地の等則が定められていたが、先の呉潜がおこなった樓店務地の再調査時には廂を単位として管理された。さらに、その当時には東の城壁以東の地に甬東廂、反対の西の城壁以西には府西廂が存在していたが、不明な点が多いのでここでは捨象する。

・東北廂

東北廂の中心をなすのは、やはり鄞県治とその前を東西に走る街路（または市廊〔拱星坊から貫橋辺りまで?〕とも呼ばれる）である。東渡門を入ると、まず都税務がある。ここでは往来する客商や地元の商人に対して商税（扱う商品ごとに過税〔通過税〕・住税〔搬入・搬出商品に対する販売税〕を課す）を徴収した。宝慶元年（1225）の商税課額の例で言うと、

都税院：35,662貫475文

西門引鋪：1,726貫673文

南門引鋪：2,636貫667文

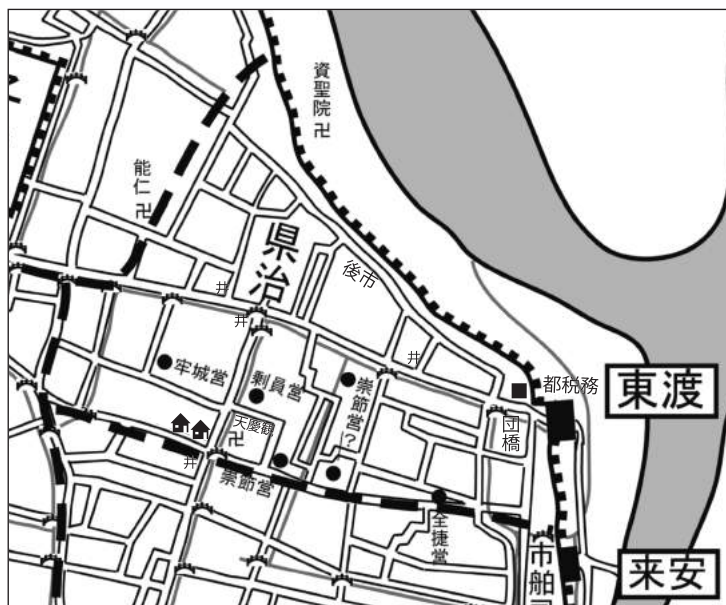
とあって、東渡門内の都税務の数字が圧倒的に多い。これは、都税務であることを差し引いても、明州城において東渡門が商業の玄関口であったことを示している。また紹興經界法時には、ほど近くに「養団」（注(9)）があった。干し魚（とりわけ明州特産の石首魚〔イシモチ〕の干物）を取り扱う同業組織と考えられる。このような同業組織にはほかに、西北廂にかかるけれども、市廊の西端に「花行」（注(31)）・「飯行」（注(32)）なども確認される。

また県治の北には「後市」（注(121)）があり、その近辺には「辺家客店」もあった。注釈で示したように、明代には大市・中市・後市の三つの市が確認されるが、紹興經界法施行時に三市が存在したかは定かではない。しかしながらそれに類する市（まさしく市廊の中心）があっても不思議ではない。

先ほど確認したように、史武翼賃屋・方安仁賃屋があったのが、天慶觀の西側、大梁街の入り口付近であった。

道教系寺院である天慶觀付近には、さらに「棺材巷」（注(66)）・「紀鋭香店」など道觀に関連する地名・商店もまとまって見えている。

そして東北廂におけるもう一つの特徴は軍営が多いことである。廂軍である崇節二十八指揮營（注(111)）は天慶觀前に、崇節二十九指揮營・崇節三十指揮營はともに東寿昌寺近く、剝員營は天慶觀の後ろ、牢城營（または寧節營）は小梁街に位置している。また不隸將禁軍である全捷營（注(95)）も存在する。このように東北廂だけで<sup>(6)</sup>營（明州では禁軍・廂軍あわせて14營）が立地するのは何か理由があるのかもしれない。この問題については、次章で検討する。



【東北廂図】

このように東北廂は市廊や都稅務などの存在から了解されるように、明州城内における商業的中心地であった。多くの商人が行き交って、干し魚や鮮魚・蝦蛤・蘿蔔(ダイコン)・芋子・柑橘・橄欖等(『宝慶四明志』卷5、商稅)の商品を多く流通させるところであった。また客商などを宿泊させる客店や、同業組織、あるいは賃貸家屋業などが見られた。都市の

飲料水を確保する義井の数も、明州城内に10か所あるうち、東北廂で5か所もある(鄞県前坐北大街・拱星坊巷口大街・泰和坊河下・宣化坊魏家巷・廟巷。以上『宝慶四明志』卷4、義井)。そのいずれもが市廊上、あるいはその近辺(泰和坊河下は大梁街)である。明州城内の人口が東北廂において過密化していたかもしれない。以上のことから、東北廂は城内でもっとも賑やかな商業区域であったと見なせよう。

#### ・東南廂

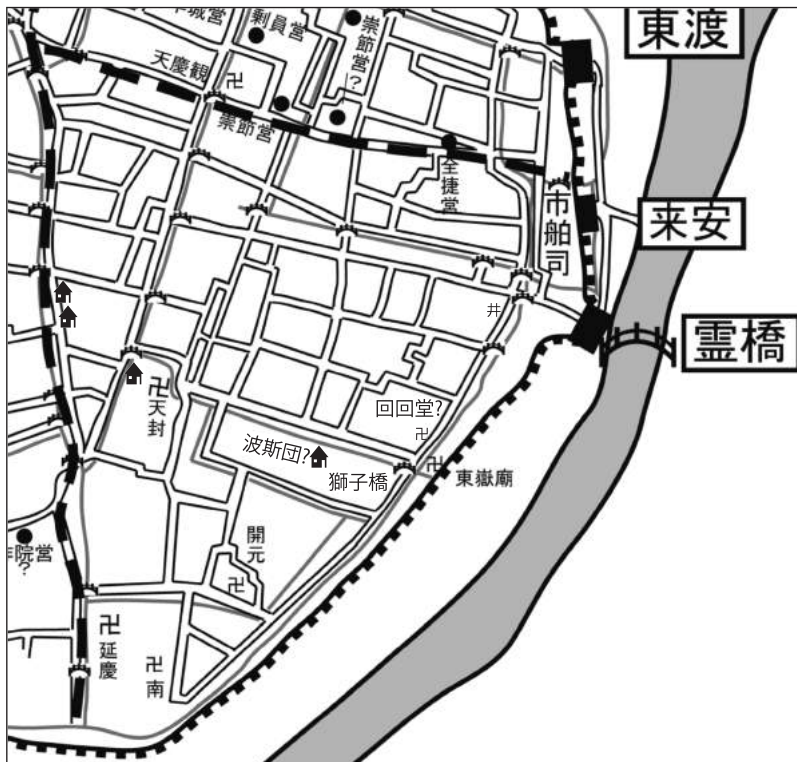
東南廂については、東側と西側で景観が異なっている。東側ではやはり市舶司の存在が大きい。前稿<sup>(6)</sup>でも示したように、市舶司は主に蕃漢海商がもたらす舶来物貨の貿易管理をおこなう機関である。蕃漢海船は市舶司東門の来安門外にて舫い、徵稅(「抽解」)・官による先買い(「博買」)を受けた。そこでは乳香・麝香や象牙・犀角・珊瑚・玳瑁・蘇木・綿布などの南海物産、砂金・鹿茸・水銀・硫黄・羅板など日本の物産、人参・松子・甘草・遠志・漆などの朝鮮物産など多くの舶来商品がもたらされた(『宝慶四明志』卷6、叙賦下・市舶)。上陸を許可された蕃漢海商などは来安門か、あるいは靈橋門より入城したと思われるが、そうした人々の腹を満たすためか、紹興經界法時には靈橋門と新排橋間(清末には菓行街と称される)には「施崇食店(旧宋端仁食店)」が存在した。

また靈橋門より南に下ると獅子橋(注(145))があるが、その北にはイスラーム寺院である回回堂があったとされる(『至正四明統志』卷10、積道。『民国鄞県通志』政教志、回教)。そして当該史料に見られる「波斯团」(注(126))は前後の文脈から獅子橋付近(その西か?)に

立地したと考えられる。よって獅子橋付近は、イスラーム系の寺院やおそらく南海物産を扱うイスラーム系商人の同業組織がまとまって立地する場所であり、いわばイスラーム系の人々の居留地区であったと見なせる。そしてそうした場所はおよそ第三等地と決して高くない。

以上のように、東南廂の東側は、海外を往来する海船が舳先を揃えて停泊し、蕃漢海商が行き交って舶来商品をあつかい、またイスラーム系商人などの居留地区なども立地するなど、異国情緒溢れる地域であった。さきの東北廂は、いわば日常商品を扱う商業区域であったのに対して、東南廂の東側は海外商品を扱う貿易区域であり、両者が住み分けされていることに注意したい。

一方で、東南廂の西側は奉化橋を起点として、V字に道が二手に延びる区域を中心に、賃屋や寺院が多く見られる。新橋の南には王居隱賃屋・楊從政賃屋、また（天封）塔下には黄卿賃屋が確認される。また西寿昌寺（(90)）・祥符寺（(91)）・景福寺（(92)）・太平興国寺・天封院などがひしめきあっている。おそらく都市民が多く居住した地域であったろう。また南には中国天台宗の中興と称された四明知禮（四明尊者とも）が住持した延慶寺（(151)）や、南寺（(94)）・開元寺（(148)）もある。



【東南廂図】



以上のように、東南廂は東側が異国情緒溢れる地域、西側は賃屋や寺院が集う都市民の生活区域という特徴を持っている。

#### ・西北廂

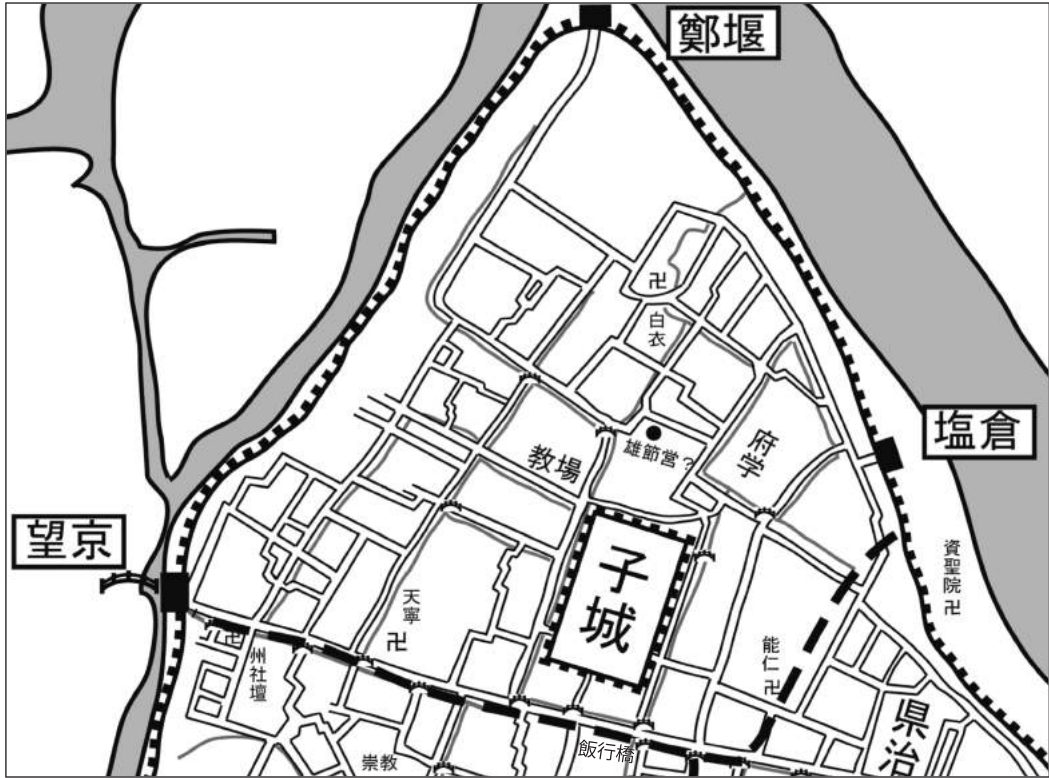
西北廂の中心をなすのは州治（慶元府治）の置かれた子城である。市廊延長上の子城前には、東北廂でも触れたように、紹興経界法時には「花行」・「飯行」が確認され、またその近辺に盛り場・娯楽施設である「新瓦市」（注(33)）もあった。

しかしながら、にぎわいを見せるのはこの辺りぐらいで、その他は礼教関係施設や軍事施設が多く目立つ。子城の西北には、軍事訓練場である「教場」（注(135)）が立地し、その近辺には「雄節營」（注(134)）・「威勝營」（注(138)）・「壮城營」（注(86)）の3つの軍營がある。また火災の後を受けてと思われるが、嘉定十三年（1220）には威果五十五指揮營もその近くに移設された。これらの施設が立地する場所は、おおむね第三等地下則であり、ランクが低い。軍營の問題は次章で見る。

子城の裏には、年齢による秩序化・共同意識形成のための郷飲酒礼<sup>(7)</sup>が士大夫たちによって盛んに行われた「州学」（注(107)）が位置する。また乾道五年（1169）には科挙試験会場である「貢院」が州学の西に建設された。それまでは、科挙受験者も少なく、行衙や妙音院、譙楼・開元寺などで試験が行われていたが、受験者の増加にともない<sup>(8)</sup>、貢院は妙音院跡地に建設された。こちらも等則は第三等地と高くない。

また城北門の一つである塩倉門（注(115)・(132)）は、注釈にも示したように、塩の納入時に開門され、塩は塩倉（7棟）へと運ばれた。

西北廂はこれまで見た東北廂・東南廂とは異なり、商業施設等はほとんど見られず、子城の政治的施設や軍營・教場の軍事施設、そして州学・貢院などの礼教施設が集中して見られ、かつ紹興経界法時の等則も低く、第二等地から第三等地が多いのが特徴である。



【西北廂図】

・西南廂

西南廂では、紹興經界法時の等則では第二等地・第三等地が多くを占めるが、一方で時の丞相や有力政治家たちの邸宅が多く見られる。以下に南宋代の邸宅について示しておく。

表 2 邸宅表

No.	邸宅名	人名	官位・身分	廂	場所
①	趙学士宅	趙善湘（寧宗朝）	觀文殿学士・贈少師	東南・西南廂交界	握蘭坊左
②	樓太師府	樓鑰（寧宗朝）	贈太師・楚国公	西南廂	昼錦坊
③	王尚書府	王應麟（理・度宗朝）	礼部尚書	東南廂	城隍廟南
④	皇親宮	英宗高皇后一族（南渡後）		東南・西南廂交界	清潤坊左
⑤	史太師府	史浩（孝宗朝）	忠定越王	西南廂	月湖東
⑥	史少師府	史彌大（寧・理宗朝）	少師	西南廂	月湖東
⑦	史忠宣第	史彌堅（寧・理宗朝）	（史彌遠の弟）	西南廂	月湖北
⑧	史丞相府	史彌遠（寧・理宗朝）	丞相	西南廂	月湖西
⑨	趙資政第	趙彥逾（孝宗朝）	資政殿学士	西南廂	月湖西錦里橋北
⑩	汪莊靖宅	汪大猷（孝一寧宗朝）	敷文閣学士	西南廂	月湖上
⑪	王參政府	王次翁（高宗朝）	參知政事	西南廂	西社壇橋（130）
⑫	鄭丞相府	鄭清之（寧・理宗朝）	丞相	東北廂	県治東
⑬	傅状元第	傅行簡（嘉泰二年）	状元	西北廂	鑑橋（47）
⑭	袁状元第	袁甫（嘉定七年）	兵部尚書	西北廂	鑑橋下西
⑮	楊孝子宅	楊慶	孝子	西北廂	孝聞坊（83）

（『康熙鄞県志』巻二十四、雜紀二、邸宅をもとに作表）

時代は前後するものの、一見して明らかなように、南宋の丞相や高官、また皇親などが月湖を中心として邸宅を構えていたことがわかる。とりわけ史浩をはじめとする史一族の邸宅が目立っているが、加えて史彌遠は望京門内すぐそばに土地を購入して、史氏宗族の維持のために「義田荘」を設置している（『宝慶四明志』巻十一、郷人義田）。

また北宋神宗期の蔣浚明の園地も西南廂の南部に位置する（注(60)）。これらのことから、西南廂の月湖近辺は、さほど人口が密集し軒がひしめくような状況ではなく、市街地開発も十分に進んでおらず、（よって等則も下位にあるのであろう）、有力政治家などが次第に邸宅を構えてゆく地域であったと言える。

しかしながら軍営の設置も見られる。倉橋近くに威果三十指揮營（注(28)）、その東には軍器製造を担う作院營（嘉定十三年に威果三十指揮營隣に移設）があった。また君奢橋東には将兵制による将に所属しない威果五十五指揮營（注(80)。嘉定十三年、西北廂忠順官寨に移設）と全捷營（注(95)。のち小江橋側に移設）が立地したが、そのそばには「旧瓦市」（注(18)）が置かれていた。やはり軍営については次章で見よう。

以上のように、東北廂は都市民の生活を支える商業区域であり、明州城内における都心と見



【西南廂図】

なせる。商人などが多く行き交い日常商品を取り扱い、にぎわいを見せる市街地であった。東南廂の西側もやはり貸家・寺院などが多く見られ、都市民の生活区域であった。その東側は海外物産の集う区域であり、また外国人などもまとまって居住していた。一方で西北廂は政治的区域や礼教・軍事施設が固まって見られ、また等則もさほど高くなかった。そして西南廂の月湖周辺は、東北・東南廂の市街地に比べ、都市的開発はさほど進んでおらず、邸宅が多く立ち並ぶ風景区域であった。

全体的にみると、明州城の商業経済的・人口の比重は東半分（武康郷）に集中している。これは明州城が奉化江・余姚江・甬江の交わる三江口に立地しているためであろう。そして商業流通の要所上の等則が高く設定されていた。一方で、商業流通から外れる街

路での等則は、そもそも貸家業などによる商業利潤が薄いため低く設定されていた。そしてそうした土地に対して、有力政治家などが繁華街から距離を取って湖畔に邸宅を構えていた。二度にわたる大火を経験しても、各施設の設置状況から、等則にさほど大きな変更があったとは思われない。

#### d) 救済施設と都市空間

宋代都市の特徴の一つとして、都市下層民や老病・孤児などを収容する救済施設の設置を挙げることができる。ここでは、明州城における救済施設の立地と都市空間との関係を見ておきたい。

##### ・居養院—養濟院—広恵院、安濟坊

孤老や孤児など、寄る辺なき弱者に対しては、まず居養院が設置された。居養院の全国的設置は、元符元年（1098）の詔勅にもとづくが、収容施設を正式に居養院と呼ぶようになるのは崇寧五年（1106）である<sup>(9)</sup>。明州城でもその期間内に居養院が設置されたが、間もなくして廃止され、その地に不隸將の威果五十五指揮營・全捷營が置かれた（注(80)。次章参照）。威果五十五指揮營の設置は嘉祐五年（1038）に係るから、おそらく威果五十五指揮營の設置当時は、また別の場所にあったと思われる。そして全捷營の設置が大観元年（1107）であるから、おそらく居養院は設置されて早々に廃止された、もしくは機能不全であったと思われる。

しかしながら、代わりに設けられたのが養濟院であり、場所は望京門内のそばであった（『宝慶四明志』巻三、養濟院）。宝慶三年（1227）に、明州の長官であった沿海制置使胡榘が重建した際には、人ごとに米一升・錢十二文省（およそ一日分）を支給した。利用者が日々絶えなかったとされるが、その施設はせまく二・三間の矮屋で、冬季三ヵ月間のみ支給であった。またやがて養濟院も放棄されたようで、呉潜が再建を目指したときには施設は馬小屋となっていた（『開慶四明統志』巻四、広恵院）。

寶祐五年（1257）正月に呉潜は、養濟院の代わりに広恵院を建設した。場所は、省務庫跡地（注(15)）である。前年の四年（1256）十月に省務（あるいは都酒務・三酒務）を犒賞庫へと併入させ（『開慶四明統志』巻四、興復省併酒庫）、その跡地を利用して院屋百五間を増改築した。明州城内外の六廂（甬東・府西廂を含む）の孤老・孤児、ろうあ者、足の不自由な人を収容し、定員は300人とした。月ごとに十五歳以上には米六斗・錢十貫、五歳以上には米四斗・錢七貫を支給し、年中利用できるようにした。また芸業ある者や犯罪者、一時利用者の利用は許されなかった（『開慶四明統志』巻四、広恵院、規式）。

よって、老弱者を収容する救済施設は、居養院が北宋期に設置されるもすぐに廃止され、かわって養濟院が明州城西門近くに置かれた。その期間はおおむね200年にわたるが、継続して運営されていたかは不明である。その後、胡榘の再建を経ても、また三十年後には廃れて馬小屋となっており、呉潜が子城西南近くに再々建していた。老弱者収容施設は、繁華な東北廂と

対称的な西門に長らく設置され、置廃を繰り返した。呉潜にいたって、より都市内部へと設置されるようになったのである。

安濟坊は、徽宗の崇寧二年(1103)に全国に設置の命令が下され、明州城では大觀元年(1107)閏十月に創建された。医者にかかれぬ貧しい病人を収容する施設だが、やはり西門内に設置された(『宝慶四明志』卷三、安濟坊)。

以上により、宋代明州城では、都市の下層民である身寄りのない老人や孤児、障がい者、病人などの収容施設は長く望京門近く(おそらく等則は低い場所)に置かれていた。その位置は市廊など繁華街の位置と対称的であり、治安・衛生維持のためであったと考えられる。そして呉潜にいたって、子城という明州城の政治空間近くに広惠院は設置された。

#### ・和劑薬局—惠民薬局

宋代明州城では、長く和劑薬局が置かれていなかった。宝慶三年(1227)に胡榘が創建するまで、都市の病人は薬を民間の市で購入していたが、偽物が多く出回っていた。そこで胡榘は子城内郡圃の射塚の西に薬局を築いた(子城の西北角に当たる)。ただしこれは薬井・竈庖を供える製薬・調剤所であり、販売を行う子局の存在は確かめられない。

呉潜は宝祐五年(1257)十一月の御批を受けて、薬局を子城内犒賞庫の海晏楼へと移し、惠民薬局として増築した。そのおり確認できる城内の子局は、

- ・府前班春亭(また頒春亭)都局一(西北廂の南)子城奉国門外の東
- ・上馬亭鋪一(東北廂)天慶觀近く
- ・南門裏大廟前鋪一(西南廂の南)甬水門入ってすぐ
- ・及瓜亭鋪一子城西南百六十歩(西北・西南廂交界付近)
- ・靈橋門鋪一(東南廂)靈橋門ちかく

(以上『開慶四明統志』卷二、惠民薬局)

とあり、子城近辺に二カ所と、都心の天慶觀、交通の要所である靈橋門・甬水門と各廂にわたって置かれた。都局では毎日800~1,000貫の費用が当てられて薬の販売がなされ、また子局も含めて毎年春夏に都市民に対して薬を給付したようである。南宋末には惠民局の性格が薬の販売から給付へと変化したとされる<sup>(10)</sup>が、呉潜の施策になる惠民薬局はその過渡性を具有していた。城内子局の立地場所は子城前・繁華街・交通の要路上であった。官による薬の給付という慈善事業は南宋末によく見られるものであった。

明州城の都市空間の諸特徴をこのように認識しておいた上で、最後に軍營の設置と都市空間の関係を見ておきたい。

## 第三章 軍營と都市空間

## a) 軍營の立地

宋代都市における特徴の一つは、城内に軍營が置かれていることである。兵制が府兵制から召募制へと変わり、節度使配下の軍隊が都市に常駐するようになる<sup>(11)</sup>。五代期の呉越国などでは城内に軍營を設置することが見え<sup>(12)</sup>、宋代になり禁軍・廂軍のための軍營設置が行われた。

まず明州城の禁軍・廂軍を確認しておこう。

明州城では、禁軍が5、廂軍が9 設けられている。宝慶年間の総兵士数は2,678人で、同時期の統計である坊郭口が9,283人である<sup>(13)</sup>。兵士1人に対して坊郭口約3.5人という比率である。

表3 禁軍・廂軍表

	額	寶慶年間	備考	
禁軍	威果三十指揮	510	377	嘉祐五年、荆南からの就糧禁軍／營は西南廂、順城坊の北（28）
	威果五十五指揮	400	211	もと荆州からの就糧禁軍／不隸將／營はもと居養坊／嘉定十三年忠順官寨に移建／跡地に新泉学が建つ（80）
	雄節指揮	510	487	熙寧元年、廂軍より強壯を選んで教閱崇節指揮とす／熙寧6年、雄節指揮に改名／元豊三年閏九月、禁軍に昇格／營は教場の東北（134）
	威勝指揮 全捷指揮	510 400	228 187	大觀元年十一月、新設／西北廂の石板巷 同上／不隸將／營はもと居養坊、今は小江橋側（95）
小計	2330	1490		
廂軍	崇節二十八指揮	441	281	營は天慶觀の前（111）
	崇節二十九指揮	380	155	營は東壽昌寺の前
	崇節三十指揮	380	126	營は東壽昌寺の北
	壯城指揮	200	193	もっぱら城壁の修理／營は影泉坊巷口の北
	都作院指揮	480	46	軍器の製造／營は子城の南二里／嘉定十三年、火事により威果三十指揮營の隣に移設
	船場指揮	400	179	營は城外甬東廂
	清務指揮			營は鄞江門内。のち禁軍に編入・死亡等で填補せず
	剩員指揮	無額	156	熙寧十年に禁軍・廂軍の十分の一を剩員指揮とす／兵士の疾病・老衰者などを收容／營は天慶觀（23）の後ろ
寧節指揮	無額	52	もと牢城指揮、罪人を配隸／紹興十一年、諸軍のうち老病・傷害の者を勞城指揮に／乾道九年閏正月、崇節に改名／營は東北廂	
小計	2281 + $\alpha$	1299 [1188]		
総計	4611	2678	坊郭戸5321、口9283（宝慶年間）	

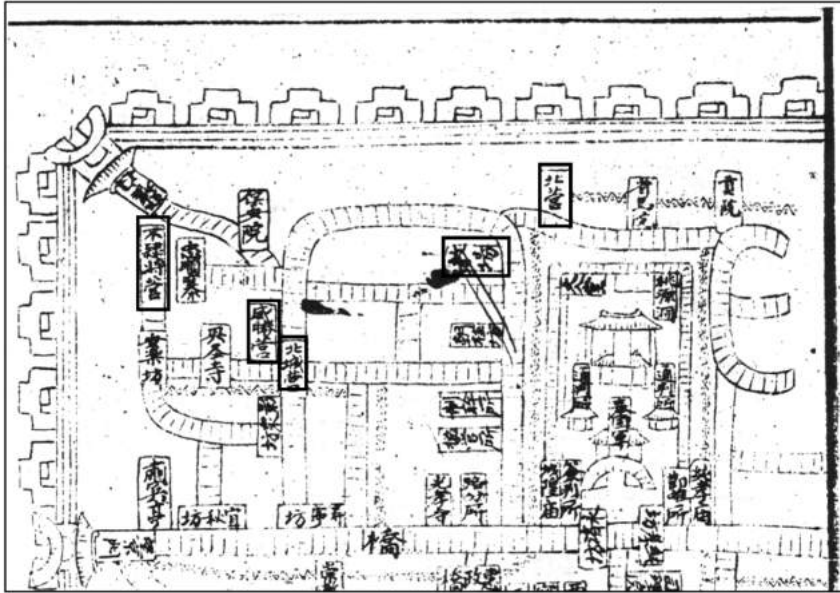
先ほども見たように、軍営は西北廂にまとまって立地している。禁軍である雄節指揮營と威勝指揮營は軍事訓練（「教閱」）を行う義務を持つ実働部隊であったから、訓練場である教場近くに置かれていたと思われる。廂軍である壮城指揮營は、熙寧五年（1072）に不教閱廂軍から選抜されて設置され、もっぱら城壁の修理を担当した。また嘉定十三年（1220）には禁軍の威果五十五指揮營も移設された。これらの兵士数を合わせると、宝慶年間の数字で合計1,119人となり、禁軍・廂軍総合計人数の割合では約42%を占める兵士が西北廂の教場近くの軍営内で生活していたことになる。また定額1,620人に占める宝慶年間の兵士数は、70%近い充足率であり、他の軍営の充足率を大きく上回り、定額の維持が目指されていたと考えられる<sup>(14)</sup>。こうしたことから、西北廂は宝慶年間では実働部隊である兵士の多く居住する区域であったという特徴を加味できるだろう<sup>(15)</sup>。

一方で、西南廂で見られた禁軍について、威果三十指揮營は南門である甬水門を入ったところに位置する。もとは盗賊逮捕など警察業務を担当したから、南門の警備を担うために同地に設置されたと考えられる。

そしてもと居養坊に位置した二つの不隸将禁軍營を見ておこう。一つは全捷指揮營であり、もう一つは先にも出た威果五十五指揮營である。不隸将（または「不係将」）とは、先にも述べたとおり将兵法施行後に、将（東南第四将）に所属しない禁軍を言ったが、やがてその役割・地位は低下し「無用の兵」とされ、廂軍と大差ないものと化したとされる<sup>(16)</sup>。これらの軍営は救済施設である居養院跡地に設置された（『宝慶四明志』巻三、養濟院）。間もなくして、全捷營は東北廂小江橋付近に移設されたようで、紹興經界法時の当該史料上では同地に記載されている（注(95)）。宝慶年間の兵士数は187人と定額の半分を下回っており、役割・地位の低下を物語っているのかもしれない。しかしながら、威果三十指揮營のように、東門である東渡門警備のための移設であったかもしれず、いまのところ判断できない。

居養坊に残った威果五十五指揮營は、当該史料に「不隸将營」と表され（注(80)）、君奢橋東に位置したが、その君奢橋付近には「旧瓦市」（注(18)）が立地したと思われる。盛り場である瓦市がまず兵士のために設置され、軍が管理する慰労施設であった<sup>(17)</sup>というから、「旧瓦市」が威果五十五指揮營近くで営業していたのも、そうした理由からであろう。ただし、軍隊の慰労のためであれば、なぜ西北廂に置かれなかったのか、疑問が出てくる。おそらく、「旧瓦市」は、いちおう実働部隊として西北廂の軍営に居住する兵士よりも、兵士としては「無用」となった禁軍營の兵士のための慰安施設であったのではなかろうか。「新瓦市」（注(33)）にいたっては、子城前に位置し、軍営との関係性は薄くなっている。臨安ではやがて上流階級の子弟が瓦市に出入りして放蕩し、身を持ち崩すようになった<sup>(18)</sup>というから、「新瓦市」も兵士を対象とするよりは、そうした傾向を持っていたのではなかろうか。

東北廂における軍営の配置について見ていこう。その数は6營にのぼり、宝慶年間の数字で総数957人である。そして全捷營を除き、ほか5營すべてが廂軍營である。これは、9つある廂



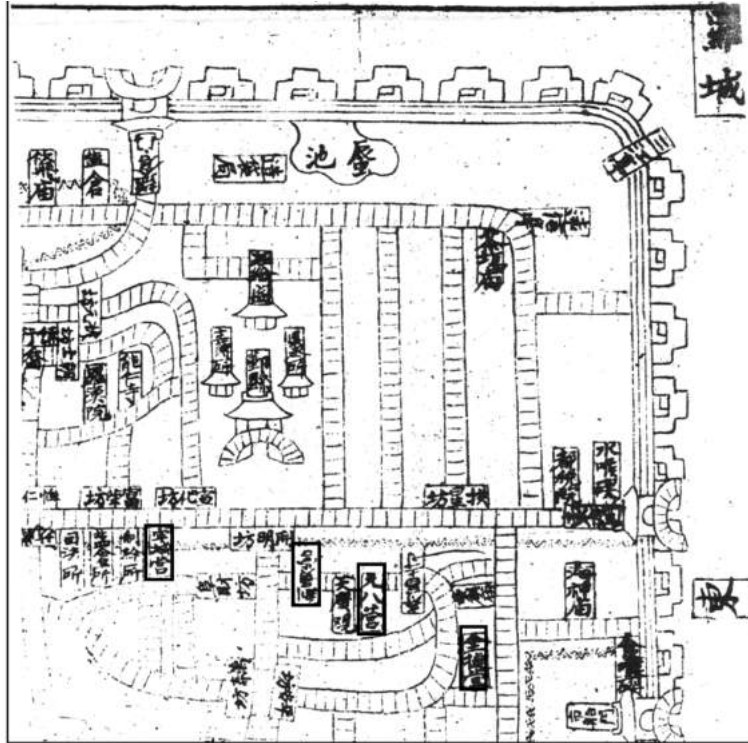
【羅城図・西北部分】

軍の中で、城壁を修築する壮城指揮、酒を製造する清務指揮、造船する船場指揮、武器を造る都作院指揮などの修築・製造担当以外の廂軍がすべて東北廂に位置していることになる。地方官衙の役使に従事した崇節二十八營・二十九營・三十營は、いずれも天慶觀・東寿昌寺近辺に位置する。また疾病・老衰した兵士を收容し、単純労働に従事させた剩員營<sup>(19)</sup>も天慶觀の後ろにあり、やはり老病・傷害兵士を受け入れる牢城營<sup>(20)</sup>（のち寧節營と改称）も小梁街北にあった。よってそのいずれもが市廊と、大梁街—鹹塘街の間に存在していたのである（全捷營もしかり）。

繰り返すまでもなく、市廊近辺は明州城の都心・商業区域であり、実務系以外の廂軍營が同地に集中して見られるのは、明らかにその設置に明確な計画性が見られる。それは、軍籍に付けられてはいるものの、すでに軍隊としてではなく、地方官衙の役使や雑務を担った兵士・老病兵士たちに対する生活上の優遇である。これは実働部隊として期待された禁軍營が、繁華街から離されて西北廂に立地させられていたことと対照的である。後者はおそらく、にぎやかな繁華街においてはむしろ治安維持の不安分子として認識され、距離が設けられていたのであろう。都城開封の禁軍は、上元觀灯会の夜であっても軍營からの外出は禁止されていた<sup>(21)</sup>。以上から、明州城では禁軍よりも廂軍に対して生活上の優遇措置を取っていたのである。また「無用」の不隸將威果五十五指揮營に対しては、旧瓦市が近辺に置かれるなどの措置がなされた。

一般に南宋の禁軍・廂軍は、軍隊としての役割・地位をともに低下させ、その区別は漸次なくなり、役使に従事することが多くなったとされる<sup>(22)</sup>が、明州城の都市空間より見れば、両





【羅城図・東北部分】

者は截然と区別され布置されていた。主に禁軍は等則の低い教場（軍事訓練場）近くに置かれ、廂軍は等則の高い市廊（商業地域）に設置されていた。禁軍にはまだ城門警備や治安維持が期待されていたのではなかろうか。ただしその軍事力・暴力のために、市街地から距離を取った場所に設置されていたと考えられる。いっぽう、廂軍については普通の都市民と同様に生活できるよう、優遇を与える措置であったと思われる。

また廂軍営と対比すると、養濟院・安濟坊などの救済施設が望京門付近に置かれていたことも対照的である。優遇すべきは老弱・病人など都市下層民ではなく、廂軍営の人たちであった。呉潜にいたり、広恵院が子城近くに置かれ、都市下層民の待遇改善が図られていた。明州城においては、宋代都市でよく説かれる官の社会救済政策や慈善事業の展開は、南宋末呉潜の施策にいたりようやく本格化するのであり、それまでは城内の西端に“隔離”された。おおむね宋代都市で優遇すべきは都市下層民でも禁軍兵士でもなく、廂軍兵士であった。

都城である開封と臨安と比較してみると、明州城西北廂の禁軍営と東北廂の商業区域との関係性は、王安石改革以前の開封城と同じい。開封城の内城東北部は商業地として繁栄し、物資流通の拠点であったが、西北部は軍営が多く編戸数が少なかったとされている<sup>(23)</sup>。また開封や臨安では城内だけでなく、城外にも禁軍営が配置され、禁軍兵士やその家族を相手に商売をする商人も多く、活発な消費活動が行われ、またその傍らには瓦市が隣接されることも多

かった<sup>(24)</sup>。明州城では、旧瓦市が不隸将威果五十五指揮營の近隣に設置されてはいたが、当然ではあるが城外に軍營は設けられず、宝祐年間になり純粋な都市人口の増加により二廂が増設された。また新瓦市は軍營との近接性を持たなかった。

地方都市である明州城において、生活面での利便性が図られ、優遇措置が取られていたのは廂軍兵士であった。廂軍營の立地場所は繁華街の比較的等則の高い区域であった。それは都城と異なる、地方都市における廂軍の処遇問題であった。

## おわりに

以上、宋代の地方都市である明州城について、とりわけ南宋の紹興経界法時の等則を復原し、なるべくそれ以降の変遷を踏まえたうえで、様々な諸施設の立地や都市空間での配置を雑駁に縷々述べてきた。本稿は、地方志を中心的に利用してきたが、都城である開封や臨安とは異なり扱える史料が少なく、とりわけ『東京夢華録』や『夢梁録』といった繁昌記の記録がないために、都市民の具体的な生活といった、より踏み込んだ考察ができないのが現状である。また本稿では天后宮や海神廟をはじめとする祠廟や、寺院に触れることはできなかった。

ただし周密『癸辛雜識続集』下、倭人居扱によると、

番船至四明、與娼婦合、凡終夕始能竟事。至其暢悅、則大呼如猿猱、或惡其然、則以木槌扣其脛乃止。

とあり、倭人の奇談を記してあるが、ここに見える娼婦は娼館・妓楼の女性と考えられ、そうした娼館・妓楼が明州城に存在したことがわかる。その立地場所は不明であり、また娼館・妓楼が倭人などの外国人だけを相手としたものか、あるいは市井のものを外国人が利用していたのか定かではない。とはいえ、こうした小説史料などを丹念に拾ってゆく必要がある。しかしながら、それでも限界はあろうから、もはや地方都市明州城だけでなく、広く他の地方都市の事例を検討してゆく必要も出てこよう。

またここで明らかとなった宋代明州城が元代にはどのように都市空間を変貌させてゆくのかも明らかにしなければならない。たとえば、イスラーム系寺院である礼拝寺（もと回回堂）は、元代では至元年間（1264－1293）に東北隅の柴家橋（万寿寺後ろ）西に移設された。この地は慶紹海運千戸所の西に位置する。また市舶提挙司も至元十五年（1278）に東北隅の姚家巷に設立された（『至正四明統志』巻三、公宇）。これは、イスラーム系商人が活動の場所を明州城の商業中心区域へと移したと考えられ、明州城における地域商業と国際貿易の境目がなくなったことを示しているのではなからうか。また海運千戸所の近くに寺院が移設されたことも興味深い。今後の課題である。

〔注〕

- (1) 曾我部静雄「南宋の経界法」(『宋代政経史の研究』吉川弘文館、1974年)、寺地遵「秦檜専制体制と国家的一般政策—経界法の場合—」(『南宋初期政治史研究』溪水社、1988年)
- (2) 梅原郁「宋代都市の税賦」(『東洋史研究』28-4、1970年3月)
- (3) なお現行の『宝慶四明志』には宝慶年間以後の記事(咸淳末年[1272]頃)も含まれており、後人の増補がほどこされている。
- (4) 山崎覚士「宋代都市の税と役」(『唐宋変革研究通説』第4輯、2013年2月)
- (5) ただし、先の呉潜が楼店務地を調べさせたおり、楼店務の官吏が持つ帳簿では追跡できなかったため、「不得已行下諸廂抄具」(『開慶四明統志』巻7、楼店務地)と、諸廂に命令を下して楼店務地を書き出させている。廂にも吏が設置され、楼店務地を記した帳簿を管理していたことをうかがわせる。呉潜による楼店務地調査も廂ごとに整理されていた。前掲山崎論文「宋代都市の税と役」を参照。
- (6) 山崎覚士「貿易と都市—宋代市舶司と明州—」(『東方学』116、2008年7月)
- (7) 山口智哉「宋代郷飲酒礼考—儀礼空間としてみた人的結合の〈場〉—」(『史学研究』241、2003年7月)
- (8) 南宋期における明州の全進士合格者数は全国第3位であり(岡元司「南宋期における科挙—試官の分析を中心に—」『宋代沿海地域社会史研究』汲古書院、2012年)、淳熙末年(1187)ごろより進士合格者は急増する(同著298頁《図4》)。また近藤一成「南宋地域社会の科挙と儒学—明州慶元府の場合—」(『宋代中国科挙社会の研究』汲古書院、2009年)
- (9) 福沢与九郎「宋代に於ける窮民収養事業の素描」(『福岡学芸大学紀要』6-2、1956年)、梅原郁「宋代の救済制度—都市の社会史によせて—」(中村賢二郎編『都市の社会史』ミネルヴァ書房、1983年)
- (10) 宋代における惠民薬局については木村明史「宋代における惠民局について」(『立正史学』100、2006年9月)
- (11) この問題に関しては山崎覚士「唐五代都市における毬場(鞠場)の社会的機能」(大阪市立大学東洋史研究室編『中国都市論への挑動』汲古書院、近刊)
- (12) 呉越国の首都杭州における軍営の設置については山崎覚士「港湾都市、杭州」(『中国五代国家論』思文閣出版、2011年)で少し触れている。
- (13) ただし注意が必要なのは、坊郭戸なる存在は、すべての都市住民を包括したものではなかったことである。坊郭戸とは、坊郭内に住む戸が丁産等第簿上に登録されて十等に区分される戸であり、それは原則的に職役負担のためであった。よって、職役負担を課す坊郭戸に客戸を加えるか、あるいは老弱・貧乏人を加えるかは、都市の規模ごとに異なるという性格を持つ。比較的人口の多い大都市では下層民を含まない場合が多く、逆に小都市では下層民を含む傾向にある。そして、明州城の坊郭戸口数は老弱・貧下層民を含まないと見られる。さらに戸籍を異にする兵士(軍籍に付けられる)は当然、坊郭戸口数には含まれない。また商工業者の中でも行に登録されれば行籍に付されるから、坊郭戸口数に入っていない可能性がある。よって単純な対比ができないことを注意しておきたい。前掲山崎覚士「宋代都市の税と役」を参照。
- (14) 廂軍等において定額より減額している理由の一つとして、兵員削減による財政負担削減が図られていたことが挙げられる。小岩井弘光「南宋廂軍の推移」(『宋代兵制史の研究』汲古書院、1998年)を参照。
- (15) ただし、南宋の禁軍はその軍隊としての役割が低下し、地方の治安維持さえ担えず、廂軍と同様、役使に従事する傾向にあった。小岩井弘光「北宋末・南宋の就糧禁軍」(前掲小岩井氏著書)を参照。
- (16) 王曾瑜「南宋前期至中期軍制」(『宋朝軍制初探(増訂本)』中華書局、2011年)
- (17) 金文京「『戯』考—中国における芸能と軍隊—」(『未名』8、1989年12月)
- (18) 梅原郁『夢梁録3—南宋臨安繁昌記』(東洋文庫、2000年)「瓦舎」

- (19) 小岩井弘光「北宋剩員制管見」（前掲小岩井氏著書）
- (20) 小岩井弘光「牢城について」（前掲小岩井氏著書）
- (21) 久保田和男「城内の東部と西部」（『宋代開封の研究』汲古書院、2007年）
- (22) 前掲王曾瑜氏論文、小岩井氏「北宋末・南宋の就糧禁軍」。
- (23) 前掲久保田氏論文。
- (24) 高橋弘臣「南宋臨安城外における人口の増大と都市領域の拡大」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編23、2007年）、同「南宋臨安における禁軍の駐屯とその影響」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編27、2009年）同「南宋臨安における空間形態とその変遷」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編33、2012年）

【附記】

本研究は2011年度 佛教大学特別研究費による研究成果の一部である。

（やまざき さとし 歴史学科）

2013年10月22日受理